

橋本事務所新聞

第52号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『雇用保険法改正のポイント』

十月一日から雇用保険の適用が改正されています。

求職者給付基本手当を受ける要件

有期雇用契約でない、期限の定めのない雇用契約の場合は、離職の日以前二年間に被保険者期間（一箇月に賃金が支払われた日数が十一日以上あるものを一箇月と計算）が通算して、十二箇月以上あることが必要です。

但し、更新される有期雇用契約の労働者については、「特定受給資格者」として、従来どおり、離職の日以前一年間に被保険者期間が六箇月あれば受給できます。

尚、「特定受給資格者」には、

次の条件を満たす労働者も含まれます。

- ①倒産や事業所の廃止等
- ②解雇・賃金未払い・労働環境の不当な悪化等

③身体の異常や育児・介護の必要等 により離職した労働者。

被保険者期間が六箇月以上一年未満の場合には、「解雇」で離職した場合は特定受給資格者に該当しますが、「自己都合」で退職の場合には、一切基本手当を請求できないことになりました。

但し、被保険者期間が一年以上あれば、従来同様、自己都合で退職しても、約三箇月の待機期あと基本手当を請求できます。尚、「懲戒解雇」退職も自己都合退職扱いとなります。

以上のことから、今後の、

労働者の自己防衛策として、

- ①少なくとも一年間は頑張る
- ②解雇された場合は、離職票の理由欄が解雇となっているか確認する。そうならない場合



理由に異議有りとしておくこと。他方、企業側の自己防衛策は、

①不当解雇で採めないよう、就業規則で懲戒解雇規定を含む職務規定や退職金規定と共に、職務上の守秘義務に関する契約書を作成し運用することです。

知ってお得！法律雑学

『相続人が相続手続をしないうちに死亡したときは』

Q、祖父が高齢で亡くなった間もなく、今度は父が交通事故で亡くなりました。遠方の祖父の遺産は欲しいとは思いませんが、父の遺産は母と兄弟で分けるつもりでいます。どのようにすればよろしいでしょうか。

A、祖父が死亡した時点では、父親が相続人であったわけですから、父親は祖父の相続開始を知ったときから三ヶ月以内に相続放棄をするかどうか決めないといけない状態になりました。この状態で死亡した場合、今度

は父の相続人であるあなた方が、父の遺産相続と同時に、父の持っていた祖父の遺産の選択権をも相続することになります。これを一般的に「再転相続」と呼んでいます。もちろん、父親が放棄できる三ヶ月の期間が過ぎた後で死亡した場合は、祖父の遺産相続については単純承認して亡くなったことになりすから、再転相続の問題ではなく、後はあなた方が父の相続をどうするかの問題が残るだけとなります。父親の遺産を相続するかどうかはもちろん自由ですが、放棄する場合は、再転相続の問題は生じないこととなります。つまり、父親の遺産を相続する場合にだけ、再転相続の問題が生じるわけです。期間については、父の相続開始を知ってから三ヶ月以内にすれば良いわけで、祖父の死亡を知ってから二ヶ月後に父が亡くなったとしても、三ヶ月以内に決めればよいわけです。

経営コーナー

□今月の一冊□

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。

『伝統の逆襲』 日本ブランドが世界ブランドになる日

奥山清行著 祥伝社

フェラーリなどのデザインを手がけた筆者が、イタリアでの経験を基に、今後の日本のものづくりについて提言する。グッチ、プラダなど、世界に冠たるイタリアのブランド商品のような「必要ないけどほしいもの」を作る、職人技を尊重する…。示唆に富む指摘が、具体例とともに



に披露される。大量生産時代が終焉した今、ものづくりのヒントはイタリアにある。

□ものづくりにおいては今後は、価格ではなく、「価値」で競争すべきである。

□これからのものづくりは、「必要だから仕方なく買うもの」ではなく「必要はないが欲しいもの」を作らねばならない。そのためには、「職人技」が不可欠である。

□現在日本のものづくりが隘路にあるのは、「日本製品とはなにか」というアイゼンティティが見えていないからだ。

□イタリアのものづくりを支えているのは、中小企業である。これら中小企業は、特定の層を狙って製品の差別化を行い、そして輸出を前提とした経営を行っている。

□真のブランディングとは、顧客に「この製品ならどんなに高くても買う」と納得させることである。

□日本から世界的なブランドが生まれてこない理由の一つとして、「主体性のない国民性」が挙げられる。

□今後のものづくりは、「農耕型ものづくり」を目指すべきである。これは、まず、「このよいうな『もの』をつくりたい」というビジョンを描き、そのために必要な技術は何かを考え、ものを作り出すというものである。

□今、我々がなすことは、プロフェッショナルとして現状を的確に判断し、「自分たちはこう行きたい」と決めて、それに沿って『種』を蒔いていくことだ。

最近の日本の携帯電話を見ると、高価な精密機械が数年で飽きられ、捨てられています。もっと愛着をもって永く使えるものがないものかと寂しくなり

ます。日本の中小企業経営者は、大量生産&価格競争は卒業して、いたずらに規模を拡大せず、特定の顧客層を狙い、製品を差別化する、イタリア型の元気な中小企業を目指すべきでしょう。



今月の一言

先日、台湾へ行く用事がありましたので、ついでに観光を楽しみました。台湾の歴史や現在の立場に複雑な思いはあるものの、人々は親日的で、車が右側通行のほかは外国であることとを忘れるほど違和感もなく、宮崎駿の「千と千尋の神隠し」のモデル（千尋の両親が豚になる商店群）が台北だったことも発見でき、好きになりました。選んだコースが四大中華競演コースでしたので、中華料理は十分堪能してきましたが、予算と体重はオーバーしました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 会計記帳
HACCP ISO コサルティング
個人情報保護法 認証指導他

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

行政書士 CFP、
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険（保険の見直し）
相続・事業承継
金融資産運用設計